

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和2年度実施計画の取扱いについて

国の令和2年度予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）に係る令和2年度第三次提出実施計画については、令和3年3月16日付で確認結果の通知を行ったところです。

今般、臨時交付金交付要綱第10条に定める総務省への実績報告に際して、地方公共団体から令和2年度実施計画における事業費等の取扱いに関する要望を多くいただいたことを受け、下記のとおり特定の事項に限って修正を受け付けることとします。

なお、今回の取扱は、臨時交付金の取扱いについて将来的に検証する際の基礎資料として活用するとともに、地方公共団体において実施計画と実績報告に差異がある場合の整理を目的とした措置であり、新規事業の追加や本省繰越希望額等の変更を認めるものではありませんのでご注意ください。

また、実施計画の修正及び提出は必須ではない点にご留意ください。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる項目について

修正可能な事項は以下のとおりです。

- ・事業の削除
- ・事業の概要の「①目的・効果」を超えない範囲での「②交付金を充当する経費内容」「③積算根拠（対象数、単価等）」「④事業の対象（交付対象者、交付対象施設等）」の変更
- ・年度内での事業始期、事業終期の変更
- ・総事業費、交付対象経費等、事業費の変更

以下の事項については変更できませんのでご注意ください。

- ・本省繰越希望額等、実施計画全体に係る金額部分の変更
- ・事業の追加
- ・事業の概要のうち「①目的・効果」の変更
- ・令和2年度中に完了予定としていた実施計画の事業終期を新たに令和3年4月以降とする変更

2. 提出について

提出にあたっては令和3年4月1日付事務連絡「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」5（2）にお示しした令和3年度実施計画の第1回提出とあわせてご提出ください。なお、第1回提出で令和3年度実施計画を提出しない場合は以下の受付期限内にご提出ください。

受付期限：令和3年4月30日（金）12:00【厳守】

<関係資料一覧>

別紙 令和2年度実施計画変更記入要領

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

